

安心して働けていますか？

司法書士
による

労働

トラブル

相談ダイヤル



相談
無料

ご相談は ☎ **03-3351-4911**

労働相談全般(賃金、残業代、解雇、セクハラ・パワハラ・マタハラ・ブラック企業問題・雇い止め等)

水曜日 (祝日は除く)

17:00～19:00

わずかなお時間でもお電話いただければ司法書士紹介もできます。



こんなご相談も
受け付けて
おります

月曜日(祝日は除く) 13:00～15:00

生活保護 に関する相談

金曜日(祝日は除く) 13:00～15:00

養育費 に関する相談

全国の司法書士が対応。
必要な際は、お近くの司法書士を
ご紹介します。

全国からのご相談に対応。

私たちは、市民の権利を擁護する青年司法書士の団体です

実施
団体



全国青年司法書士協議会

東京都新宿区四谷2丁目8番地 岡本ビル5階

ぜんせいし
全青司

検索

<http://www.zenseishi.com/contents/duty.html>

司法書士の業務範囲は、司法書士法に定める範囲となります。